

公職選挙法の一部改正(選挙人名簿抄本閲覧制度・在外選挙制度)

公職選挙法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、「選挙人名簿抄本閲覧制度」の改正は、平成18年11月1日より施行されました。また、在外選挙制度の改正について、「在外投票」については平成19年6月1日より、「在外選挙人名簿への登録申請」については平成19年1月1日より施行されます。

在外選挙とは、海外にお住まいの有権者の皆さんが、国政選挙に投票できる制度です。

選挙人名簿抄本閲覧制度改正の要点

- 閲覧事由の明確化・限定**： 選挙人名簿の登録の有無を確認する場合に閲覧する場合 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む)を行う場合に閲覧する場合 統計調査、世論調査、学术研究その他調査研究で公益性が高いと認められるもののうち、政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合 選挙人名簿抄本のコピーの根拠となっていた便宜供与規定が削除されました。
- 閲覧の手続き等の整備**： 閲覧事項の利用目的、管理の方法等を明示・閲覧事項を取り扱える者の範囲の明確化・目的外利用、第三者提供の禁止・不正閲覧等に対する報告徴収、勧告、命令・閲覧申請者の氏名、利用目的の概要等の公表等
- 制裁措置の新設**： 偽りその他不正手段による閲覧や目的外利用、第三者提供をした場合、30万円以下の過料が課されることとなります。市区町村選挙管理委員会の命令に違反した場合は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金が課されることになりました。

在外投票制度改正の要点

- 対象選挙**： 衆議院議員選挙及び参議院議員選挙(選挙区選挙も対象)
- 投票方法**： これまでと同様に、在外公館投票と郵便等投票のいずれかを選択できますが、再選挙又は補欠選挙の場合には、当該選挙に係る在外選挙人が管轄区域内にいないと見込まれる在外公館においては、在外公館投票は行わないことになりました。
- 公館投票期間**： 投票送致を考慮して、これまでの原則5日前までから原則6日前までに1日繰り上げられることになりました。

在外選挙人名簿登録申請制度改正の要点

これまで、3か月の住所要件を満たした後に在外選挙人名簿の登録申請をしなければなりませんでした。在留届の提出時等に名簿登録申請をすることができるようになりました。

介護保険事務所からのお知らせ

地域密着型居宅系サービス開始予定事業者の指定申請受付について

平成19年4月から9月までに、下記居宅系事業の開始を予定している事業所の指定申請受付を行います。

○受付予定サービス

1. 夜間対応型訪問介護
2. 認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)
3. 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

○事業開始予定者説明会

1. 日 時： 平成19年1月17日(水)午後2:00～
2. 場 所： 大仙市役所 仙北庁舎3階 大会議室

※参加予定の場合は1月15日(月)まで期限厳守のうえ事業者名、参加者名、電話番号を明記し、下記宛FAXにてご連絡下さい。

○問い合わせ先

大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所 地域密着型担当まで

TEL 0187-86-3911 FAX 0187-86-3914

〒014-0805 大仙市高梨字田茂木10番地 大仙市役所仙北庁舎内3階